

議案第52号

福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高額療養費の貸付対象者数の減少等に伴い、福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金の額を減額する必要があるによる。

福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和53年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6,500万円」を「3,500万円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。